

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	滋賀県堅田看護専門学校
設置者名	公益社団法人滋賀県私立病院協会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配 置 困 難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	23 単位 1035 時間	9 単位 240 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

滋賀県堅田看護専門学校ホームページにて公表 (<https://www.katata-kango.ac.jp/>)

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

該当なし

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	滋賀県堅田看護専門学校
設置者名	公益社団法人滋賀県私立病院協会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	学校の円滑な運営を図る、次の事項を審議する (1) 学校の教育方針、教育計画及び教育内容に関する事項 (2) 学則及び細則に関する事項 (3) 学生に関する事項 (4) 教職員の教育に関する事項 (5) 学校の予算に関する事項 (6) その他、学校の運営管理に関する事項

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
① 病院 理事長	2年	公益社団法人滋賀県私立病院協会 理事
② 病院 事務（局）長	2年	公益社団法人滋賀県私立病院協会 事務長部会 常任委員
(備考) 構成員（委員）8名で構成 ① 4名（含むオブザーバー） ② 4名		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	滋賀県堅田看護専門学校
設置者名	公益社団法人滋賀県私立病院協会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

授業計画の作成過程・時期

- | | |
|----|---|
| 8月 | 教育内容の評価
改善点について検討 |
| 1月 | 科目担当者決定
改善点を踏まえたシラバスの検討
各担当者へ改善点を伝え、シラバスの作成指示 |
| 3月 | 印刷
製本 |

公表について

- 4月 講義概要としてシラバスを配布

授業計画書の公表方法	講義概要として学生・関係者に配布 学校窓口にて閲覧可能 学校ホームページにて公開 (https://www.katata-kango.ac.jp/)
------------	--

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学則第20条により、下記の通り実施

授業科目の評価方法は、シラバスに記載し学生に周知

授業科目の評価をうけられる者は、当該科目の授業時間数の3分の2以上を出席した者とする

授業科目の成績は、授業科目毎に100点満点とし、60点以上を合格とする

成績の評価は次の4段階で行う ただし、小数点以下の端数は第1位を四捨五入する

優・・・80点以上

良・・・70点以上 80点未満

可・・・60点以上 70点未満

不可・・・60点未満

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する

(100点満点で点数化)

客観的な指標の 算出方法の公表方法	学生便覧にて 学生・関係者に配布 学校窓口にて常時閲覧可能 学校ホームページにて公開 (https://www.katata-kango.ac.jp/)
----------------------	--

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

学則 第21条の3により

3年以上在籍し、全授業科目的単位を修得した者に対し、運営会議の儀を経て卒業を認定する

卒業の認定に関する 方針の公表方法	学生便覧にて 学生・関係者に配布 学校窓口にて常時閲覧可能 学校ホームページにて公開 (https://www.katata-kango.ac.jp/)
----------------------	--

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	滋賀県堅田看護専門学校
設置者名	公益社団法人滋賀県私立病院協会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	協会ホームページにて公表 (http://www.shiga-shibyo.or.jp/)
収支計算書又は損益計算書	//
財産目録	//
事業報告書	//
監事による監査報告（書）	//

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士
		医療専門課程	看護学科	○	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類		
			講義	演習	実習
3年	昼	3,000 時間／97 単位	1680 時間／63 単位	255 時間／10 単位	1035 時間／23 単位
			単位時間／単位		
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数
150人	152人		人	13人	95人
					108人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 講義概要（シラバス）参照
成績評価の基準・方法
（概要） 学則 第20条により、下記の通り実施
授業科目の評価方法は、シラバスに記載し学生に周知 授業科目の成績評価を受けられる者は、当該科目の授業時間数の3分の2以上を出席した者とする 授業科目の成績は、授業科目毎に100点満点とし、60点以上を合格とする 成績の評価は次の4段階で行う ただし、小数点以下の端数は第1位を四捨五入する 優・・・80点以上 良・・・70点以上 80点未満 可・・・60点以上 70点未満 不可・・・60点未満

卒業・進級の認定基準	
(概要)	
学則 第21条により 3年以上在籍し、全授業科目の単位を修得した者に対し、運営会議の儀を経て卒業を認定する	
学修支援等	
(概要) 任制による定期的な面談 図書室の時間外利用 ぶらり相談室「ひだまり」 長期休暇における補講（国家試験対策）	

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）				
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他	
38人 (100%)	人 (%)	31人 (81.6%)	7人 (18.4%)	
(主な就職、業界等) 主に県内病院に看護師として就職				
(就職指導内容) 就職活動の相談にのり、会員病院を紹介				
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験 受験 合格率 76.3%				
(備考) (任意記載事項)				

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
143人	2人	1.4%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個人面談・奨学金貸与病院と連携した指導・保護者との連携		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	350,000 円	360,000 円	710,000 円	① 施設整備費 360,000 円 ② 教育充実費 350,000 円 ※②は初年度のみ
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校ホームページにて公表 https://www.katata-kango.ac.jp/																								
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校関係者評価委員は、下記の通り委嘱する																								
(1) 学校運営、学生の育成に関わりがある者（運営会議構成員） (2) 実践的かつ専門的な職業教育に関する理解及び見識を有する者（実習施設関係者） (3) 卒業生代表 (4) 教育に関する理解及び識見を有する者（外部講師） (5) その他学校長が推薦する者																								
学校活動について自己改革を行うとともに教育の質の向上を図り、もって学校における設置目的を達成するため、自己評価結果、学校関係者評価を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努める																								
学校関係者評価の委員																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>任期</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県堅田看護専門学校 運営会議委員</td> <td>1年</td> <td>学校運営、学生の育成に関わりがある者</td> </tr> <tr> <td>滋賀県堅田看護専門学校 運営会議委員</td> <td>1年</td> <td>学校運営、学生の育成に関わりがある者</td> </tr> <tr> <td>実習施設 看護部長</td> <td>1年</td> <td>実践的かつ専門的な職業教育に関する理解及び識見を有する者</td> </tr> <tr> <td>実習施設 看護部長</td> <td>1年</td> <td>実践的かつ専門的な職業教育に関する理解及び識見を有する者</td> </tr> <tr> <td>滋賀県堅田看護専門学校 同窓会会长</td> <td>1年</td> <td>卒業生代表</td> </tr> <tr> <td>滋賀県堅田看護専門学校 非常勤講師</td> <td>1年</td> <td>教育に関する理解及び識見を有する者</td> </tr> <tr> <td>滋賀県堅田看護専門学校 非常勤講師</td> <td>1年</td> <td>教育に関する理解及び識見を有する者</td> </tr> </tbody> </table>	所属	任期	種別	滋賀県堅田看護専門学校 運営会議委員	1年	学校運営、学生の育成に関わりがある者	滋賀県堅田看護専門学校 運営会議委員	1年	学校運営、学生の育成に関わりがある者	実習施設 看護部長	1年	実践的かつ専門的な職業教育に関する理解及び識見を有する者	実習施設 看護部長	1年	実践的かつ専門的な職業教育に関する理解及び識見を有する者	滋賀県堅田看護専門学校 同窓会会长	1年	卒業生代表	滋賀県堅田看護専門学校 非常勤講師	1年	教育に関する理解及び識見を有する者	滋賀県堅田看護専門学校 非常勤講師	1年	教育に関する理解及び識見を有する者
所属	任期	種別																						
滋賀県堅田看護専門学校 運営会議委員	1年	学校運営、学生の育成に関わりがある者																						
滋賀県堅田看護専門学校 運営会議委員	1年	学校運営、学生の育成に関わりがある者																						
実習施設 看護部長	1年	実践的かつ専門的な職業教育に関する理解及び識見を有する者																						
実習施設 看護部長	1年	実践的かつ専門的な職業教育に関する理解及び識見を有する者																						
滋賀県堅田看護専門学校 同窓会会长	1年	卒業生代表																						
滋賀県堅田看護専門学校 非常勤講師	1年	教育に関する理解及び識見を有する者																						
滋賀県堅田看護専門学校 非常勤講師	1年	教育に関する理解及び識見を有する者																						

学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校ホームページにて公表 https://www.katata-kango.ac.jp/
第三者による学校評価（任意記載事項）

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） 学校ホームページにて公表 https://www.katata-kango.ac.jp/
--

（別紙）

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	滋賀県堅田看護専門学校
設置者名	公益社団法人滋賀県堅田看護専門学校

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		一人	一人	一人
内訳	第Ⅰ区分	一人	一人	
	第Ⅱ区分	一人	一人	
	第Ⅲ区分	一人	一人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				一人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0 人
----	-----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0 人	0 人	0 人	0 人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0 人	0 人	0 人	0 人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0 人	0 人	0 人	0 人
「警告」の区分に連続して該当	0 人	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	0 人	0 人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0 人	前半期	0 人	後半期

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人	0人	0人

G P A等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。